

## ◆ 引越業務を行う会員の皆様へお願い①

引越運送約款で定められている項目を中心に知っておいて頂きたいポイントをとりとめましたのでご確認ください。



### 見積書をお客様にわたす時、記載すべき事項があります

- 運賃等の合計額、内訳及び支払い方法
- 荷物の受取日時及び引渡日
- 事業者名（「〇〇引越センター」などの通称名でなく、事業許可を受けた名称を記載）
- 見積者氏名・窓口電話番号（フリーダイヤルでなく、見積担当者に確実につながる番号を記載）
- 解約手数料の額（延期手数料を含む）
- 消費者と事業者の作業の分担の明確化 など

### 見積り料/下見料

- ◆ 見積りは 無料で 行って下さい。 見積り料の請求は出来ません。  
発地・着地での下見料については、下見料金がかることを事前に告知し、了解をもらって  
いれば、お客様に請求することができます。

**内金・手付金** 見積りの際、内金・手付金は要求出来ません。

### 見積もり内容の再確認は 義務事項 です

- ◆ 見積書記載の 荷物の受取日3日前までに、内容の変更が「あるか無いか」 運送事業者側からお客様に対して 確認 の連絡を入れて下さい。 もし、この確認をしていない場合、お客様からキャンセルや延期がなされた際 手数料 や 既の実施した部分について料金の請求ができません。

### 解約料

 お客様側からのキャンセルや延期について

- ・ 見積書記載の 荷物受取り日の 3日前までのキャンセルは 無料 に対応して下さい。  
前々日は運賃の20%以内、前日は運賃の30%以内、当日は運賃の5.0%以内の金額で  
キャンセル料の請求が出来ます。
- ・ ただし 前項目記載の3日前までの確認を忘れた場合、解約料等請求できません。

### 引越シーズンのレンタカー使用

- ・ 3/15~4/15の間で 2週間に限り、引越にレンタカーの使用が認められます。  
使用の際は、運輸支局に所定の届出手続きが必要ですのでトラック協会にご相談下さい。

### 近隣への対応

- ・ 引越開始前及び終了後には近隣への挨拶をお願いします。
- ・ 駐車中は緊急連絡先を明記し、引越作業中であることを車に表示して下さい。
- ・ 駐車禁止区域では警察署の駐車許可を得て下さい。また、近隣より駐車車両の移動をお願いされた際には、速やかに移動するなど常に近隣への配慮をお願いします。

### 利用者向け パンフレット

- ① 「引越における消費者向けQ & A」
- ② 「かしこい引越 ～上手な引越のために知っておきたいこと～」
- ③ 「標準引越運送約款のポイント」

全日本トラック協会ホームページで公開しています。必要に応じ印刷してご活用下さい。

[http://www.jta.or.jp/yuso/hikkoshi\\_anshin/hikkoshi\\_anshin.html](http://www.jta.or.jp/yuso/hikkoshi_anshin/hikkoshi_anshin.html)

・ 全日本トラック協会 **HOME** > 引越事業者優良認定制度 > 消費者の皆様へ

## ◆ 引越業務を行う会員の皆様へお願い ②

### 引越家庭のゴミ取扱い

廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則

引越運送事業者は一般廃棄物の収集運搬業の許可を必要としませんが、ゴミ処理について下記の取扱を厳守する必要があります。



### ① 一般家庭の引越で出る廃棄物の取扱いについて

		引越時に発生する一般的な廃棄物	家電リサイクル法（４品目）に該当する廃家電 (エアコン、ＴＶ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
一般廃棄物収集運搬の許可を得ている	持っている	引き取ることができる (処分場への持込)	引き取ることができる (製造業者等への引渡しを行う)
	持っていない	お客様から委任状をもらい 一般廃棄物収集運搬業者へ 引き渡すことができる (所定の場所への運送)	引き取ることができない
引越業と家電小売業を兼業している			引き取ることができる (廃棄物収集運搬業者でなければ廃棄物収集運搬業者に委託し、製造業者等に引渡しを行う)

**運送会社が 家庭から出る一般的な廃棄物を処分する場合は、有料・無料にかかわらず 下記内容の委任状を受け取って行って下さい。**

委任状記載内容：種類、数量を記載

委任内容  
 ・ ゴミ（廃棄物）を家庭から引取り、運送会社まで運ぶこと  
 ・ 運送会社は、その後、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡す事

\* 委任状書式 ダウンロードが可能です。

### ② 事業所の引越で出る廃棄物の取扱いについて

家庭の引越と異なり、会社などの事業所の引越の際に出た廃棄物については、引越をする事務所の責任で、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、それぞれの許可を持った廃棄物運搬業者 または 処分業者にお客様から直接処分を依頼いただくこととなります。

※ 引越時に出る段ボール・エアキャップ等の廃資材は、引越業者が持ち帰り、責任を持って 処分またはリサイクルを行って下さい。

### 引越に伴う自動車登録変更手続きについて 広報

・ お客様に対して、引越による住所変更に伴い、自家用車の変更登録手続きが必要であることをお知らせ下さい。引越に関するパンフレットを作成したり ホームページのある事業者様は、下記のホームページアドレスを掲載して頂くようご協力をお願いします。

国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/toroku/trk03.htm>